

博多港開発株式会社定款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は博多港開発株式会社と称する。
英文では PORT OF HAKATA DEVELOPMENT CO., LTD. とする。

（目 的）

第2条 当社は博多港の整備を促進し、その近代化を図るため博多港々湾管理者の方針のもとその指示を受けた下記の事業を営むことを目的とする。

- （1）臨海土地の造成、処分並びに利用に関する事業
- （2）前号の事業実施に伴う不動産の取得、処分、賃貸借、管理及び利用に関する事業
- （3）港湾施設の建設及び経営に関する事業
- （4）港湾開発諸調査研究に関する事業
- （5）貿易振興に関する事業
- （6）臨海地域開発に関連する事業
- （7）前各号に附帯関連する事業

（本店の所在地）

第3条 当社は本店を福岡市におく。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は官報に掲載する。

（機 関）

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は1,280万株とする。

（株券の発行）

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

（会社設立に際して発行する株式）

第8条 当社の設立に際して発行する株式の総数は普通株式20万株とする。

（株券の種類）

第9条 当社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券、1,000株券、5,000株券、10,000株券、50,000株券及び100,000株券とする。

（株券の再発行）

第10条 当社は次の場合に株券の再発行をなすものとする。

- （1）株券の分割または併合のために株主が請求したとき。
- （2）株券を喪失した者が株券喪失登録申請をした上請求したとき。
- （3）株券が毀損した場合に株主が請求したとき。

第11条 株券の再発行を受けようとする者は当会社所定の請求書に記名捺印し、これに次の何れかの書類を添えて当会社に提出しなければならない。

- (1) 株券の分割又は併合の場合はその株券
- (2) 株券を喪失した場合は株券喪失登録申請書
- (3) 株券の毀損の場合はその株券

(株式名義書換)

第12条 株主名簿への記載又は記録(以下、「名義書換」という。)を請求する者は、当会社所定の株式名義書換請求書に株券を添えて当会社に提出しなければならない。

- 2 譲渡以外の原因により株式の名義書換を請求する者は、当会社所定の請求書に株券及びその取得原因を証する書面を添えて当会社に請求しなければならない。

(株式譲渡の制限)

第13条 株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

- 2 相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当会社は当該株式を当会社売り渡すことを請求することができる。

(株券不所持の申し出)

第14条 株券不所持の申し出をするときは、株主は所定の申出書に株券を添えて申し出るものとする。

(質権の登録、信託財産の表示及び抹消)

第15条 株式に対する質権ならびに信託財産の登録又はその抹消を請求する者は当会社所定の請求書に株券を添えて当会社に提出しなければならない。

(株式等の届出事項)

第16条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人はそれらの氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。署名の慣習ある外国人は署名鑑を以て印鑑に代えることができる。

- 2 前項の届出事項を変更する場合も同様とする。

(外国在住の届出事項)

第17条 外国に在住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は前条に定める届出のほか、日本国内に仮住所又は代理人を定めて当会社に届出なければならない。

- 2 前項の届出事項に変更があった場合も同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集時期、手続)

第18条 定時株主総会は毎事業年度の最終日から3月以内に、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

- 2 招集の通知は各株主に対し会日の7日前に発するものとする。
- 3 株主の全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ることなく開催することができる。

(定時株主総会の基準日)

第19条 当会社は、毎事業年度の最終日において株主名簿に記載のある株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第20条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって取締役社長これを招集し議長となる。

- 2 取締役社長なき場合あるいは事故がある場合は、予め取締役会の定める順序に従って他の取締役が招集し議長となる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の議決は法令の別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の不統一行使)

第22条 議決権の不統一行使は次の定めによるものとする。

- (1) 株式を他人のために所有することを理由とするものでなければならない。
- (2) 議決権を不統一行使する旨の書面には株式を他人のために所有すること及びその株式数を明らかにする書面を添付しなければならない。

(議決権の代理行使)

第23条 株主は代理人1名を選任し議決権を行使することができる。但し総会毎に委任状を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第24条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、これを当会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第25条 取締役は15名以内とする。

(選 任)

第26条 取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第27条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という)は株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第29条 取締役会は、会社の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を行う。

(取締役会の招集権者及び議長)

第30条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

(取締役会の招集通知)

第31条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し急を要する場合はこれを短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは前項の招集手続きを省略することができる。

(代表取締役)

第32条 取締役会はその決議を以て取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

2 取締役社長は代表取締役として当会社を代表する。但し必要に応じ取締役社長の外に代表取締役を選定することができる。

(職務の代行)

第33条 取締役社長なき場合あるいは事故あるときは予め取締役会の決議をもって定めた順位によって他の取締役がその職務を代行する。

(会長、相談役、顧問)

第34条 取締役会の決議により、会長1名、相談役又は顧問若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第35条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議)

第36条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 取締役が決議の目的事項を提案した場合、当該提案につき決議に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し監査役が当該提案について異議を述べたときは適用しない。

(取締役会の議事録)

第37条 取締役会については、書面又は電磁的記録により議事録を作成し、議事の経過の要領及び結果を記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名を行う。

(社外取締役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第39条 監査役は4名以内で、そのうち半数以上は社外監査役でなければならない。

(選 任)

第40条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(任 期)

第41条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

2 任期の満了の前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第42条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第 4 3 条 監査役会は監査役をもって組織し、監査報告の作成等法令に定める業務を行う。

(監査役会の招集通知)

第 4 4 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対し発するものとする。但し急を要する場合はこれを短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは前項の招集手続きを省略することができる。

(監査役会規則)

第 4 5 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 4 6 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役会の決議)

第 4 7 条 監査役会の決議は、その過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第 4 8 条 監査役会については、書面又は電磁的記録により議事録を作成し、議事の経過の要領及び結果を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

(社外監査役との責任限定契約)

第 4 9 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 5 0 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

(剰余金の配当)

第 5 1 条 剰余金の配当は、毎事業年度の最終日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 5 2 条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは当会社はその支払義務を免れる。

認証昭和 36 年 8 月 28 日	昭和 36 年 10 月 7 日変更	昭和 41 年 5 月 31 日変更
昭和 42 年 5 月 12 日変更	昭和 43 年 5 月 21 日変更	昭和 44 年 5 月 16 日変更
昭和 45 年 5 月 22 日変更	昭和 48 年 5 月 25 日変更	昭和 50 年 5 月 28 日変更
昭和 60 年 6 月 24 日変更	昭和 61 年 6 月 25 日変更	平成 6 年 6 月 23 日変更
平成 12 年 6 月 23 日変更	平成 14 年 6 月 26 日変更	平成 15 年 2 月 20 日変更
平成 15 年 6 月 25 日変更	平成 18 年 6 月 27 日変更	平成 19 年 6 月 26 日変更
平成 27 年 6 月 30 日変更		